

社会福祉法人青洲会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 青洲会（以下「当法人」という）定款第9条および第23条の規程及び評議員選任・解任委員運営規則第6条に基づき、役員及び評議員又は評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

- 2 常勤役員とは、役員のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- 3 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- 4 当法人のグループ職員とは、医療法人社団青洲会、株式会社メドウェルの職員をいう。
- 5 費用とは、理事会及び評議員会等の出席に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(理事会及び評議員会等の出席報酬及び費用弁償)

第3条 役員等が理事会及び評議員会に出席したときの報酬は支給しないものとする。

ただし、下記の通り費用を弁償することができる。

なお、常勤役員及び当法人のグループ職員を兼務する役員の場合は費用を弁償しない。

- 2 交通費、旅費等の実費が下記の費用弁償額を超える場合は、出張旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。
- 3 理事・評議員が法人の要請により入札等に出席した場合の費用弁償も同様とする。

理事会及び評議員会・監査等に出席した場合の費用弁償	
茨城県内	20,000 円（源泉所得税控除後）
茨城県外	30,000 円（源泉所得税控除後）
リモート (WEB会議等)	10,000 円（源泉所得税控除後）

(役員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会等以外の日において、当法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により業務報酬を支払うことができる。

ただし、非常勤役員及び常勤役員のうち、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬は支給しないものとする。

(報酬等の額の決定)

第5条 当法人の役員の報酬総額は、年間1, 200万円以内とする。

2 当法人の評議員の報酬総額は、年間120万円以内とする。

(改 廃)

第6条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

この規程は、令和6年6月14日より適用する。

別表 1

名 称	報 酬	備 考
理 事 長 業 務 報 酬 (年額)	1, 200 万円	